



つがる市の農業を応援します！ 農業活性化総合対策事業



(1) 共同利用農業機械・施設導入事業（国や県等の補助事業の対象になっていないものに限ります。）

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
機械・施設導入および更新する経費	市内の農業振興を図る3戸以上の農業者団体、農業生産組織および農事組合法人（共同で出荷、販売および資材購入等をしている団体）	耐用年数5年以上かつ単品取得価格30万円以上の機械、施設 ただし、農業以外でも使用できる汎用性が高いものは除く（例、軽トラ、フォークリフト、冷蔵庫等）。	補助対象経費（税抜き）の1/4以内、上限100万円

(2) 農業用資格取得・研修費等補助事業

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
農業に関する新規の資格取得経費および組織の活動費	認定農業者（ただし、狩猟免許取得は除く）	農業に関する資格・免許取得に必要な経費（交通費・宿泊費等は除く）	補助対象経費（税抜き）の1/2以内、上限20万円
	20戸以上で構成された農業生産組織（農協等の部会は除く） 3戸以上で構成された農業生産組織（40歳未満の若手農業者や後継者）	防除周知看板作成費・栽培技術講習会費・先進地研修費（飲食費等除く）・会議資料作成費・検査調査費・試験研究費	補助対象経費（税抜き）の1/2以内、上限15万円

(3) 6次産業化促進事業

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
6次産業化のための機械・施設および更新する経費	地元産の農畜水産物等を活用した付加価値の高い商品開発や販売促進に係る6次産業化を推進する農業者または農業生産組織	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備等購入経費 耐用年数5年以上かつ単品取得価格30万円以上 6次産業化のための、加工施設の新設・改修・修繕費 	補助対象経費（税抜き）の1/2以内、上限200万円

(4) 園芸施設用パイプハウス導入事業

補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
導入するハウスで3年以上園芸作物を作付けし、園芸施設共済事業等へ加入する認定農業者（3年間出荷伝票等販売を確認できる書類を提出していただきます）	新設する園芸施設用パイプハウス5,400円/㎡を上限とする。	①国・県の補助を受けない場合 補助対象経費（税抜き）の3/10以内、上限50万円 ②国・県の補助を受けた場合 補助対象経費（税抜き）の1/10以内、上限15万円

(5) 果樹防風網張替等事業

補助対象事業主体	補助対象経費（税抜き）	補助金額
市内の樹園地で作付けし、園芸施設共済事業等へ加入している農業者	張替用防風網購入費用および設置費用	補助対象経費（税抜き）の3/10以内、上限30万円

*堆肥等利用促進土づくり対策事業は令和4年度をもって終了します。

- 受付期間** 3月20日(月)～4月7日(金)（閉庁日を除く）
- 必要書類等** 見積書3者・市税の滞納がない証明書・通帳・認め印
※上記に加え、機械の場合はカタログ、団体・組織等の場合は規約・機械管理運営規定等、事業の要件により、その他の書類等が必要になる場合があります。
- 留意事項**
- 令和5年度内に事業を完了してください。
 - 補助金の交付決定前に購入等したものは対象外です。
 - つがる市民（市内の団体・組織等）で、市税の滞納がない方に限ります。
 - 予算の範囲内での補助となりますので、申請順に受け付けし、予算の上限に達した場合は締め切ります。

【申請・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線421）



スマート農業機械の導入を推進します

農業者が農作業の効率化や労働力不足の解消、規模拡大に取り組むために導入するスマート農業機械の費用の一部を補助します。
希望する方は、下記を参考に申請してください。

対象者 (①および②を満たすこと)	①認定農業者または青年等就農認定者 ②つがる市内に住所を置く個人または農業法人で、市税の滞納がないこと
対象機械 (①および②を満たすこと)	①農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに掲載されている農業機械またはRTK-GNSS固定基地局の信号を使用する農業機械 ②耐用年数5年以上かつ取得価格(税抜き)30万円以上の農業機械
補助金額	農業機械取得価格(税抜き)の1/4以内 上限100万円
必要書類	見積書2者・カタログ・通帳・市税の滞納がない証明書(世帯全員)・法人の場合は定款
申請手続き	3月28日(火)から4月7日(金)までに農林水産課へ必要書類を提出してください。(閉庁日を除く)
優先順位	①デジタル無線(RTK-GNSS)基地局を使用する機械 ②過去3年以内に国の補助事業が不採択となった者(スマート農業機械に限る) ③取得価格が高い機械
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度内に事業を完了してください。 補助金の交付決定前に発注したもの、ソフト事業は対象外です。 予算の範囲内での補助となりますので、予算の上限に達した場合は締め切ります。 本補助金の交付は一度限りです。 採択された場合、3年間、実績報告を提出してください。 融資を受ける場合は、金融機関に限ります。 補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとなります。

【申請・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111 (内線413)

新規就農者を応援します～国の補助金が活用できます～

1 経営発展支援事業

- ▼対象者：令和5年度に新たに農業経営を開始する49歳以下の認定新規就農者であって、県から支援を受ける者
- ▼支援額：上限1,000万円(補助率：国1/2、県1/4、本人1/4融資を受けること)
- ※2を併用する場合は上限が500万円になります。
- ▼対象内容：機械(軽トラ等の汎用性が高いものは除く)・施設・家畜導入・果樹・改植・機械等リース料等

2 経営開始資金事業

- ▼対象者：経営開始時に49歳以下の認定新規就農者
- ▼支援額：12万5千円/月(150万円/年) 最長3年間(補助率：国10/10)
- ▼主な要件：前年の世帯所得が原則600万円未満の者

▼説明会および受付日時：3月24日(金)10時～、場所：市役所3階会議室

本事業は予算の範囲内での補助となりますので、申請しても採択されない場合もあります。また要件等が変更になることもあります。説明会には申請者本人が出席してください。

【申請・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111 (内線413)